災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)
第１条　この協定は、北海道知事(以下「甲」という。)が北海道地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。) において、北海道が行う災害応急対策についての報道に関し、甲又は北海道公安委員会（以下「乙」という。)と報道機関（注参照）(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)
第２条　甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、丙に対し、報道要請を行うものとする。
(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
(2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
(3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
(4) 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
(5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
(6) 保健衛生に関すること
(7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
(8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続)
第３条　甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、要請するものとする。
(1) 報道要請の理由
(2) 必要な報道の内容
(3) その他の必要な事項

(報道の実施)
第４条　丙は、第２条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。
２　丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)
第５条　この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、北海道総務部防災消防課長、北海道警察本部交通部交通規制課長及び報道機関担当者をもってこれに充てる。

(適用)
第６条　この協定は、締結の日から適用する。

(協議)
第７条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

締結の証として、本協定書３通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

注）報道機関は、次のとおり。報道機関担当者については省略。
１　北海道新聞社
２　朝日新聞北海道支社
３　毎日新聞北海道支社
４　読売新聞東京本社北海道支社
５　日本経済新聞社札幌支社

6　産業経済新聞社札幌支局
7　共同通信社札幌支社
8　時事通信社札幌支社
9　日刊工業新聞社札幌支局
10　宗谷新聞社
11　留萌新聞社
12　根室新聞社
13　釧路新聞社
14　十勝毎日新聞社
15　名寄新聞社
16　苫小牧民報社
17　室蘭民報社
18　日高報知新聞社
19　北海民友新聞社
20　日本工業新聞社北海道支局
21　函館新聞社
22　網走タイムス社

災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)
第１条　この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号以下「法」という。)第57条の規定に基づき、北海道知事(以下「甲」という。)が報道機関（注参照）(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)
第２条　甲は法第55条の規定に基づく通知又は要請が災害のために公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のために特別の必要があるときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)
第３条　甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして放送を行うことを求めるものとする。
1　放送要請の理由
2　放送事項
3　希望する放送日時及びテレビ又はラジオの別
4　その他必要な事項

(放送)
第４条　乙は、前項の求めを受けた事項に関し、適切な放送の形式、内容、時刻及びテレビ又はラジオの別をその都度決定して放送するものとする。

(連絡責任者)
第５条　第３条に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡は、次の連絡責任者又は補助者を通じて行う。

(雑件)
第６条　この協定に関し、必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第７条　この協定は、平成9年3月31日から適用する。

注）報道機関は、次のとおり。第５条連絡責任者については省略。
１　日本放送協会北海道管内担当札幌放送局
２　北海道放送株式会社
３　札幌テレビ放送株式会社
４　北海道テレビ放送株式会社
５　北海道文化放送株式会社
６　株式会社テレビ北海道
７　株式会社エフエム北海道
８　株式会社エフエム・ノースウエーブ
９　株式会社ＳＴＶラジオ

災害時における放送要請に関する協定

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、北海道知事（以下「甲」という。）が一般社団法人日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）
第２条　甲は法第55条の規定に基づく通知又は要請が災害のために公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のために特別の必要があるときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。
２　乙は、前項の要請に対応するため、乙の加入会員（別表）に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）
第３条　甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして放送を行うことを求めるものとする。
（１）放送要請の理由
（２）放送事項
（３）放送希望日時
（４）その他必要な事項

（放送）
第４条　乙または乙の会員は、前条の求めを受けた事項に関し、適切な放送の形式、内容、時刻等をその都度決定して放送するものとする。

（連絡責任者）
第５条　第３条に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡は、甲にあっては、総務部危機対策局危機対策課、乙にあっては、一般社団法人日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会事務局をもってこれに充てる。

（雑件）
第６条　この協定に関し、必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第７条　この協定は、締結の日（平成２８年１２月８日）から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲・乙両者署名の上、各１通を保有するものとする。

平成２８年１２月８日

甲　北海道知事　　高橋　はるみ

乙　一般社団法人日本コミュニティ放送協会

北海道地区協議会会長　　上野山　彰

（別表）

1　ＦＭいるか（函館市）
2　ＦＭりべーる（旭川市）
3　ＦＭくしろ（釧路市）
4　ＦＭ　ＷＩＮＧ（帯広市）
5　ＦＭ－ＪＡＧＡ（帯広市）
6　エフエムはまなすジャパン（岩見沢市）
7　エフエムわっぴー（稚内市）
8　ラジオカロスサッポロ（札幌市）
9　ＦＭおたる（小樽市）
10　ＦＭアップル（札幌市）
11　三角山放送局（札幌市）
12　ＦＭねむろ（根室市）
13　ＦＭ　Ｇ’Ｓｋｙ（滝川市）
14　エフエムもえる（留萌市）
15　ラジオふらの（富良野市）
16　Ａｉｒてっし（名寄市）
17　ｅ－ｎｉｗａ（いーにわ）（恵庭市）
18　ＦＭオホーツク（北見市）
19　ＦＭびゅー（室蘭市）
20　ＦＭはな（中標津町）
21　ラジオニセコ（ニセコ町）
22　ｗｉ－ｒａｄｉｏ（ワイ・ラジオ）（伊達市）